

法科大学院の実務教育と司法修習

民事法領域を中心として

- ハネリスト
浦川道太郎（早稲田大学大学院法務研究科教授、弁護士）
 - 山口卓男（筑波大学法科大学院客員教授、弁護士）
 - 三澤英嗣（北千住パブリック法律事務所、弁護士）
 - コードネイター
須綱隆夫（早稲田大学大学院法務研究科教授、弁護士）

コーディネーター　　さとう　ひろし
　　今日は三つのテーマ、つまり臨床教育の意義、司法修習との関係、そして臨床

須綱隆夫 教育のためのルールづくりについて議論をしていきたいと思います。

最初に、やはり我々は臨床法学教育の意義とか位置付けをもう一回再確認しなければいけないのでないかと思います。先般、

早稲田大学大院 法務研究科教授、弁護士 クリニックについて、全国の調査を行いました。それによると、クリニックは、主に、専門的な知識をもつ医師が、診療行為を行なう施設です。

私は、コーディネーターを担当させ
眞鍋 学院のうち40校ぐらいで行われております

ていたときます渠網と申します。私ももう二ヶ所を担当しております、民事クリニックの中でも特に今年は行政事件に特化したクリニックを同僚とともに担当しております。それからまたエクスターングループも担当しております、三菱商事に5年前に一度お願いしたことがあったのですが、そのときはうまく条件が合わず受け入れていただけなかったのですが、今回は受け入れていただきまして誠に有難うございま

す。

ニックを担当しております、民事クリニックの中でも特に今年は行政事件に特化したクリニックを同僚とともに担当しております。それからまたエクスターングループも担当しております、三菱商事に5年前に一度お願いしたことがあったのですが、そのときはうまく条件が合わず受け入れていただけなかったのですが、今回は受け入れていただきまして誠に有難うございま

す。

して、法科大学院の全校が行っているわけではありませんが、かなり広がってきていることも事実なのだろうと思ひます。最近でも大学付設の法律事務所を新たに設置したります。それからまたエクスターングループも担当しております、三菱商事に5年前に一度お願いしたことがあったのですが、そのときはうまく条件が合わず受け入れていただけなかったのですが、今回は受け入れていただきまして誠に有難うございま

す。

て、クリニック教育を始めるために相談に来られる法科大学院がありましたので、ある意味ではかなり定着したということも言えるのではないかと思ひます。しかし他方では、司法試験の合格率の低下、そしてそのことにより法曹養成の中核機関としての法科大学院の地位自体が大きく揺らいでい

生じていることも間違いないわけです。そのような状況の中での、どのように議論すべきなのでしょうか、一つは、司法試験合格率が低いという状況を全部前提にして議論すべきなのか、それとも、やはりあるべき法曹養成教育ということも忘れてはいけないという観点で議論すべきなのか。いったいどちらの立場で議論したらいいのだろうかとさっきまで迷っていました。しかし、どちらにせよ、法曹養成教育ということを考えれば、やはり今までの司法試験、司法修習というシステム自体が、はたして十分であったのかどうかということは、やはり考えなければならないのだろうと思います。これはおそらく今日の二つの議論からも出でていて、一つは、法理論教育として見たときにもはたして十分であったのかどうなのかということです。それから、クリニックとは司法修習以上のこといろいろな場面でやっているわけです。弁護修習の場合にも、実際に修習生が弁護士にかかわって依頼者に回答するというようなことがあります。ほんどの人が私は理解しています。しかしクリニックの場合は学生が主体的に関与しているわけですから、明らかにそれ以上のことをしているわけです。

に言うことはありません。そこでそ大ローフームに入るかもしれません。しかし、彼らは我々にどつてみると、あまり縁のない法曹になるだろうと思うんです。我々が本当に欲しいというか、少なくとも私の立場から言えば、借地借家とか、そういう市民の身近な問題を扱う弁護士が育つてもらいたい。こういう弁護士にとってみると、リーガル・クリニック教育で身に付けるスキル、つまり、面接技法であるとか、あるいは少額事件みたいなものなどをどう処理するかといったようなスキルは、どこの大規模法律事務所へのエクスターんに行つたって得られない知識なわけです。彼らにとってみると、実際にこの世の中に出で、弁護士としてどうやつたら食えるかということをできるだろうと私は思つてゐるんです。ですから、ゆとりがない中で、ゆとりのない学生、余裕のない学生がリーガル教育を受けるといふ意味は、せじろでういう時代だからこそあるのじやないかと思つてゐるんですけれども、これはちょっと言い過ぎで

多いわけで、ある程度クリニックのような少い数の教育の中で手厚く見てあげるといふことは、一つ意味があるかも知れないと思っています。

現在の厳しい状況の中での臨床法学教育の意義みに話が集中していますが、会場の皆さんから、質問やコメントがあるという方がいらっしゃいませんか。

参加者 私はリーガル・クリニックの意義というのは、もちろん理論を深めるとか、そういうことにあるといふのはよくわかるし、広く認められていることだと思うのですが、それでも、浦川先生の報告の中にありました、よりよい法とか、よりよい実務をつくる視点から批判的に現在の理論・実務を検証できるという、この辺の意義について、ご質問したいと思ったのです。

私はこういうことは非常に大事だと思うのですが、それでも、今話にあつた、あまりできない学生をフォローすることに、法科大学院で臨床教育をやる意義といふのは結構あります。その辺の取り組みを教えていただきたい。

須綱 わかりました。浦川先生、どうぞ。

浦川 本当に実践的に研究者教員と実務家教員とが話し合つてやつてているか、それができているかというと、冷や汗をかくような話が多いわけです。ただ、そういう努力はしたいと思っているし、しているつもりです。それともう一つは、現実に依頼を受けた事件について、回答するのに汲々としていて、何かよりよい実務、よりよい法理論の開発、あるいはその検討といふのがあるのかになつてゐるのではないかと言うことです、それは別に何か具体的に話しあつて、これはこうあるべきだということです。

この辺の批判的な視点を養うのに意味があるのだということをよく言われるのですけれども、私は本当にそうなつてゐるのだろうかといふことについて若干問題を感じています。やっぱりクリニックといふのは、もちろん事案によって、いい事案に当たればそこそこ考えられる事案があると思うのですが、実状だらうと思うので、そこでさつき申し上げたようなことをえて申し上げたのです。確かにできない学生は、なぜできないのかがよくわからぬ。自分の勉強のどこが間違つてゐるかがわからない場合が

れはできるのですけれども。

須綱 どこまでできるだろかと。

参加者ええ。どこまでその辺ができるのか。

私は単に実務家と研究者が一緒にやつ

ているとか、そういうことでできるならば、これを持つて権利実現しようかと思う

と、本当に難しいんですね。実際どうやつ

ていくのかをかなり意識的に追求して

いかないとできないのではないかと思

います。その辺の取り組みを教えていただ

きたい。

須綱 わかりました。浦川先生、どうぞ。

浦川 本当に実践的に研究者教員と実務家教員とが話し合つてやつてているか、それができているかというと、冷や汗をかくよう

な話が多いわけです。ただ、そういう努力はしたいと思っているし、しているつもり

です。それともう一つは、現実に依頼を受

けた事件について、回答するのに汲々とし

ていて、何かよりよい実務、よりよい法理

論の開発、あるいはその検討といふのがあ

るのかになつてゐるのではないかと言うこ

とですが、それは別に何か具体的に話し

合つて、これはこうあるべきだということ

で得られるものではなくて、むしろ問題あ

る事件に突き当たつて回答できない、ある

いは、要するにごめんなさいで帰つてもら

わざるを得ない場合といふのも多々あるわ

けです。つまり、こんな事件は金額的に少

なすぎで請求のやりようもないじゃないか

今の日本では、なかなか受け入れられない

のが実状だらうと思うので、そこでさつき

申し上げたようなことをえて申し上げた

のです。確かにできない学生は、なぜでき

ないのかがよくわからぬ。自分の勉強の

どこが間違つてゐるかがわからない場合が

じゃあどうしたらいいかということを考えるきっかけにはなるでしょう。先ほど私が

言った中では、非定型的な事故において、

例えば12級とか4級ぐらいの後遺症があ

るということは間違いないけれども、では

これをどうやって権利実現しようかと思う

と、本当に難しいんですね。実際どうやつ

て14級だということを証明したらしいのか、

先生方に私は教えてもらいたいのです。医者はなかなか鑑定してくれませんし、鑑定してもらったところで保険会社は信頼して

くれません。こんなよな話を含めて、いろいろ試行錯誤的に解決を考え、実務を改良すべき問題にぶつかつてはいるのでは

ないかと思います。

須綱 早稲田の状況を若干説明させていた

ります。例えは、労働クリニックでは、判例集に載るような新しい判決を得したり

します。それから刑事クリニックでは、

捜査弁護において、ふつうの弁護士なら絶対やれない、またやろうとも思わないよ

うな集中的な弁護活動を行つ中で、勾留請求

の却下を勝ち取つたりしています。それか

ら民事クリニックも、例えは離島における

法律相談とか、それから生活保護申請につ

いての取り組みとか、いわば今までの弁護士が必ずしも十分にやってこなかつたよう

などころに取り組んでいます。もちろんこ

れらの活動で十分だといふ意味では全然な

いのですけれども、やはり大學は、元々あ

る程度の批判的な観点を持って世の中を眺

めている組織ですから、そこにクリニック

があることによって、実務の改善への取組

みはある程度はできていくのではないかと

思うのです。

じやあどうしたらいいかということを考えるきっかけにはなるでしょう。先ほど私が言った中では、非定型的な事故において、

例えば12級とか4級ぐらいの後遺症があるということは間違いないけれども、ではこれをどうやって権利実現しようかと思うと、本当に難しいんですね。実際どうやつて14級だということを証明したらしいのか、先生方に私は教えてもらいたいのです。医者はなかなか鑑定してくれませんし、鑑定してもらったところで保険会社は信頼してくれません。こんなよな話を含めて、いろいろ試行錯誤的に解決を考え、実務を改良すべき問題にぶつかつてはいるのではないかと思います。

須綱 早稲田の状況を若干説明させていたります。例えは、労働クリニックでは、

判例集に載るような新しい判決を得したりします。それから刑事クリニックでは、

捜査弁護において、ふつうの弁護士なら絶対やれない、またやろうとも思わないよ

うな集中的な弁護活動を行つ中で、勾留請求の却下を勝ち取つたりしています。それから

民事クリニックも、例えは離島における

法律相談とか、それから生活保護申請についての取り組みとか、いわば今までの弁護士が必ずしも十分にやってこなかつたよう

などころに取り組んでいます。もちろんこれら

の活動で十分だといふ意味では全然ないのですけれども、やはり大學は、元々ある

程度の批判的な観点を持って世の中を眺めている組織ですから、そこにクリニックがあることによって、実務の改善への取組みはある程度はできていくのではないかと思うのです。

参加者 今ご紹介があった労働クリニックの件は私の前職者がやっていた事案なので、それども、やはり今受けている相談の中でも、実務家が取り上げないといふか、取扱い上げにくい状況にあるもの、限界事例的なものがあります。具体的に申し上げますと、今民間の場合には有期雇用期限がある労働者に関して、何回か更新されたら解雇権の濫用法理が類推適用されることになります。例えば、公務員を60歳で定年で辞めて、その後1年任期で非常勤で働いていますけれども、民間の場合は任用だということで、この民間の法理が適用されるか否かが大問題になってしまっています。例えば、公務員を60歳で定年でいる方から、公務員に関しては労基法の適用とか、一般的の民間労働者に対する適用の法理がないというふうに聞いていますけれども、大丈夫でしょうか?という形で相談が来ているという実態があります。労働法の授業 자체が、一般的には公務員関係は除いて教えているという状況なのですけれども、そのような限界事例が実際に法律相談に来ていますので、授業の中で公務員に関して、民間雇用について発展してきた法理論をいかに適用していくか、その境目をどうしていくかというのが、これから非常に大きい問題になっていくことを指摘しています。だから実際にその相談が来たときに、クリニックで扱えるか扱えないかということころで、自身を議論しなければならないという状況はありますけれども、いくつかそういうものが来ております。

をとっています。しかし、社会の事実関係について、新聞を読まないせいか、本当に具体的なことがわからない学生が多いですね。例えば残業に関して拒否をしたときに、やむを得ない事由かどうかがわからぬ場合に、は、残業命令が権利濫用になるかなないかという議論をしますけれど、理論では全部要件事実を覚えるんですよ。それでやむを得ない理由とは具体的に何かということを聞きますと、ほとんど答が出てこない。子供が急病だと連絡が入ったとか、ちょっと考えてごらんなさいと言っても、それが浮かんでこないということが教室の授業ではあるのです。クリニックになりますと、本当に生の事実を突き付けられて、そこから残業を拒否した理由が正当かどうかというところが問題になってしまいますので、そういう意味で、きちんととした法理論はクリニックの中の事実関係から逆に学んでいくのではないかと思っています。

あまり細かい事実関係は申せませんが、今は残業と雇い止めの事案が来ていますので、いい事案が来るかどうかによるのですけれども、かなり法理論的に学んだところを使いながらやる事案が今来ているという状況です。その点では非常に理論的な教育にもクリニックの教育というのは有益であると私は思っています。

浦川 私は榎鳴裕之弁護士と共同の班でずっと5年間ぐらいやってきました。早稲田大学では実務家のほうの先生の名前が付いて、浦川班とは言わないです。その榎鳴班でやった中で、要是クリニック教育でいい実務をつくろう、あるいはいい理論をつくりうといふ話で、学生とやっていくと、何が新しい制度ができると、その制度に乘

いに依頼者に有利に展開する。およそゼンゼンとしてどういうことかということではない。ただ問題は、教員の取り組み姿勢でありつゝ、その特別な事情とは何か、どうして今こちら側が原則になっているのか、理論的に基礎に遡って学生とディスカッションする機会を持つということが大事ではないかと思っています。

三澤 簡単に二点だけ申し上げます。批判的な視点というのは、結果として形にならぬものもあれば、形にならないものがあります。学生ヒクリニックをしていて、例えそれが敗訴で依頼者が来たときには、これは何よりもその判決をひっくり返そうとするわけです。そうすると、当然一審判決を批判的に見るわけですね。ただ批判的に見たりされども、一番の裁判官は正しいとは思うときもやっぱりあるわけです。だつたらしくて検証は無駄だったかというと、そうではなかったのです。むしろ批判的に物事を見たという経験が、後で別の案件で批判的に見なければいけない事件に遭遇したときに、發揮されることがあります。そこが大事だと思いま

す。

もう1点ですが、先ほど浦川先生がおっしゃったように、臨床教育はゆとり教育じやうごくですけれど、実は僕はこの法科大学院はやはりゆとり教育が目的だったと思うのです。ゆとり教育だからこそ批判的なことがあります。ゆとり教育していくか、思考していく時間があるのではないかと思います。

参加者 要するに臨床法医学教育には意義があるのかという問題提起に圍って、やばい

りこれはどういう臨床教育を想定して、どういう教育的意義を想定するのかによって全然議論は違つてくるのだということを思います。多分今日の場合は一応リーガル・クリニックが選定されていると思います。先ほどご紹介があつたりーガル・クリニックの全国調査を見て非常に感じたことは、本当にクリニックに関する理解というのはバラバラなんだなということです。そして、外部クライアント型をやっているクリニックはたしか38校あると思いますが、その中で少なからぬ部分が、先ほど山口先生が言われた、学生にモチベーションを持たせるというようなあたりに主要な意義を持っているのではないかと感じがいたしました。したがって、クリニックの教育効果もいろいろあると思うのですけれども、どういう効果を主要はねらいとするかによつて、どういうクリニックの授業を開発することが望ましいのかが導かれてくると思ひます。

つまり、いろいろなクリニックがあつていいと思いますけれども、多數のクリニックといいますか、標準的なリーガル・クリニックというものに関しては、やはり基本法の理解というものを主要な教育効果に置いて相談者が来ます。日本の場合は契約書にクリニックは非常に有益であるという共通の認識が出てくることが必要だと思ひます。

山口 まずは、当初は認識されていなくて、今はみんなが認識しているという意味で、基本法の理解のツールとして非常に有利だと思います。どうぞお聞かせください。

山口 今日はみんないい代物ではなくて、注文書みたいなかつて契約の相手方なんだ。それを学生に考えさせます。もし両方も契約の相手方だと考へるとどうなるか。損害賠償額が2分割されてしまわないか。けれども片方が無資力だったらどうする。そんなことでどんどん議論が広がっていく。そちらの民法の基本的な考え方が養われるわけで、領域は何の領域でも構わないですね。売買だらうと賃借だらうと、いろいろな領域があると思います。どの素材を使おうと、弁護士として事案を基本的に捌いて、いえ、学校としては理論教育面の効果をまず最初の下処理をする。そちら辺の作業の発想の仕方、目の付け所、それをまず学生に認識させるという教育の方法論があり得ると思います。時間が少ないとそれだけ終わってしまいます。終わってしまいまして、次に、その上でオプションとしてもつていろいろなことが発展の可能性があるので、そろそろ先生方にお答えいただきたいのですが、要するに両者の性質をどう理解するかということです。司法修習はクリニックを

ていけばいいかなと思います。

学者のところに行くと、古い学説か何かがいっぱい出てきたりします。それで、ああ

すけど、ある種の実験ということでやってあります。よく事件を選ぶのは大変という話があるのですが、私どもは選んでいいられます。よく事件を選ぶのは大変という話があるのですが、私どもは選んでいいられます。よく事件を選ぶのは大変という話があるのですが、私どもは選んでいいられませんので、だめな事件だけ排除する。だ

めな事件というのは、依頼者が嫌だと言つたものです。それ以外は大概入れてしまふ。その上で、どんな小さな事件でも、とにかく素材にはなる。逆に言うとこちら側の着眼点で、どんな事件からでも基礎理論に関わる素材を引き出す着眼点というのは一つあると思います。一枚の契約書を持つ相談者が来ます。日本の場合は契約書と言えるような代物ではなくて、注文書みたいな代物で、相手先が二つ書いてあります。どっちが契約の相手方なんだ。それを

学生に考えさせます。もし両方も契約の相手方だと考へるとどうなるか。損害賠償額が2分割されてしまわないか。けれども片方が無資力だったらどうする。そんなことでどんどん議論が広がっていく。そちらの民法の基本的な考え方が養われるわけで、領域は何の領域でも構わないですね。売買だらうと賃借だらうと、いろいろな領域があると思います。どの素材を使おうと、弁護士として事案を基本的に捌いて、いえ、学校としては理論教育面の効果をまず最初の下処理をする。そちら辺の作業の発想の仕方、目の付け所、それをまず学生に認識させるという教育の方法論があり得ると思います。時間が少ないとそれだけ終わってしまいます。終わってしまいまして、次に、その上でオプションとしてもつていろいろなことが発展の可能性があるので、そろそろ先生方にお答えいただきたいのですが、要するに両者の性質をどう理解するかということです。司法修習はクリニックを

いいかと思います。ただ、こればかり言つていると、これに限られてしまうのかと言ふると困るので、実はもっといろいろな多様な可能性があるということを押えておかなければならぬ。ですから段階で考えて、まず、最低限何をするのかといえば、学校としては理論教育面の効果を上げるのではありませんが、実際にはモチベーションはものすごく大きいです。次に、その上でオプションとしてもつていろいろなことが発展の可能性があるので、そろそろ先生方にお答えいただきたいのですが、要するに両者の性質をどう理解するかということです。司法修習はクリニックを

代替できるのか。逆にクリニックは修習を代替できるのか。先ほどの山口先生の話では、クリニックは修習を部分的には代替できることではないかということでしたけれども、逆に修習はクリニックを代替できるのか。これはそれぞれもし回答するとしたら、どういう回答になりますか。三澤先生はいかがですか。

三澤 代替という言葉に当てはまっている
かどうかわかりませんが、私自身は司法修
習レトリニットを用統括せしものにしては

皆とクリニックを真似たところには一度もありません。むしろ僕らが受けたような古典的な司法修習が今まで、ずっとその後何も変化しないというのもおかしいと思いますし、新たにクリニックという臨床教育システムができたときに、それに影響を受けて、当然古典的な旧来型の司法修習も変化していくということであれば、僕はいざれ同質になるのだろうと思います。私個人は基本的に同質として扱っています。したがって、クリニックを今ロースクールの学生とやっていますが、昨日挨拶に来た修習生にも「修習生の君も一緒にクリニックに入るからね。」と言っています。同じケースについて修習生もロースクールの学生も書面を作成しますし、また、法科大学院の学生が検討・研究してきたものを修習生と一緒に検討しています。僕は、ロースクールの学生に何ができるかできないかという問題は依然としてあることはわかりますが、僕は修習生との差は縮まっていると思います。

三澤 制度として、現状をどう読むかといふ形であれば、司法修習があることを前提に今のが法曹養成システムができるがつてますので、僕はやはりある種の構み分けはあると思います。ですから、例えば、クリニックがあるから司法修習はなくてもいいのだという発想もあったと思いますし、今でもあるのかもしれません、それは今の制度の中では多分できない、つまり代替できぬいというふうに私は考えます。

山口 私は今日の報告で言いたかったのは、固定概念の枠を打ち抜いて一度考えてみたらどうですかということです。司法修習というのは独特の歴史的な由来や沿革があつて出来上がっているもので、今も残っているわけですねども、それもかつての旧制度のものと今の修習とは実は様変わりしています。要は、学生、これから法曹となるうとする人たちにいittいどれだけ何を教えておけばいいのか、何をトレーニングしておけばいいのかというのをまず実質的に考えて、それをどこで誰がやるかという問題だけだらうと思います。歴史的沿革は全く無視するわけにもいかないし、それから法制度上の、例えば記録閲覧の刑訴法との関係でどうとか、そういう問題がありますが、そういう問題は追々解決していくとして、まずできることはやつてこうという姿勢を法科大学院側が持つべきではないかというのが、今日私が言いたかったことです。その意味で、刑事は修習で、民事はロースクールの臨床教育でといふような分け方を考えているわけでは毛頭ありません。ですから、元々の固定概念を取り払って、できることをどこでやっていくのか。今一番問題なのは、野球でもバレー

ボールでもそころに兩
ボールが落ちて
験の大量不合格
ています。そうい
うで取らなければ
いけばどちらか耳
ちらが手を出し方
いう面と、両方6
ん。それでも今や
い教育を施して、
かなければいけ
者もっと責任者
ければいけない。
須綱 そうする。
いうことになるのが
ができるところに
によって、自ずから
る中で自ら繰り返す
ですね。

ですから、主に法科大学院の側のしようけれども、それは積極的に行っていくから自生的な秩序が成立しがができるてくるというこ

職業主義的な創造的な問題提起どころはやってみてくださいが、それを制度化しよう。今の時点では、さもありましたように、間っていて、非常に現場にありますね。さっき稻田さんがおっしゃったあのスクリーンで過半数のまうというのと、これは非難されますが、それでも制度はとして動かそうとしているのです。法律があることによって法自体には何ら制度的影響的なものですから、

まくみんなで工夫
というだけのこと
が難しいかといふと
難しい難しいと言
いので、そこはお
口セスに穴を空け
今現在我々がやろ
ど先生のおっしゃ
は、旧来の大学と
いものですから、
ると共な感じでや
ういうところにも
じょうな感じでや
ういうところにも
理由があると思い
クリニック教育
かなか悩ましいテ
理は難しいです。
が包摂されるとい
い。うまく接合す
なければいけない
両方というのは、
ニック教育をすべ
りやっていくとい
いと、なかなか制
クしないのだろう
らしいのがでしよう
たいこの司法修習
のようにしたら良
くて、質問なりコメ
้ายれば、是非お
参考書常に見る自
本來教育等に携わ
参加者 出版社で
ですが、1点だけお

して動かしてくださいね。であるので、いかにこれのことだと思います。たたかっているだけではないけれど、互いにカバーし合ってつなないだうようにというのが、やはり支持が多い一つの意見です。

と司法修習との関係はなまつた分離派という考え方がある意味では大学からずれ、すごく。今までと同じでいいので。やはり支持が多い一つの意見です。

一マ、両者の関係の整いやはり一方が他方に全部いう内容にはなっていないためには両方が変わらぬのではないかと思うか。法科大学院側ではクリニックの法科大学院がきちんとどのように変わつていかなつか。ご意見を含めて、いふとクリニックの関係をどういのかという問題についての意見を含めて、いふとクリニックの関係をどういのかといふのがいらっしゃいます。会場の方かと思います。会場の方かと思ったのか。ご意見を含めて、いふとクリニックの関係をどういのかといふのがいらっしゃいます。

代替できるのか。逆にクリニックは修習を代替できるのか。先ほどの山口先生の話では、クリニックは修習を部分的には代替できるのではないかということでしたけれども、逆に修習はクリニックを代替できるのか。これはそれぞれもご回答するとしたら、どういう回答になりますか。三澤先生はいかがですか。

三澤 代替という言葉に当てはまっているかどうかわかりませんが、私自身は司法修習ヒクリニックを異質だと考えたことは一度もありません。むしろ僕らが受けたような古典的な司法修習が今のままで、ずっとその後何も変化しないというのもおかしいと思いますし、新たにクリニックという臨床教育システムができたときに、それに影響を受け、当然古典的な旧来型の司法修習も変化していくことであれば、僕はいざれ同質になるのだろうと思います。

私個人は基本的に同質として扱っています。したがって、クリニックをロースクールの学生とやっていますが、昨日接種に来た修習生にも「修習生の君も一緒にクリニックに入るからね。」と言っています。

同じケースについて修習生もロースクールの学生も書面を作成しますし、また、法科大学院の学生が検討・研究してきたものを修習生も一緒に検討しています。僕は、ロースクールの学生に何ができるかできないかという問題は依然としてあることはわかります、僕は修習生との差は縮まっていると思います。

三澤 制度として、現状をどう読むかといふ形であれば、司法修習があることを前提に今のが法曹養成システムができるがつてますので、僕はやはりある種の鑑み分けはあると思います。ですから、例えば、クリックがあるから司法修習はなくてもいいのだという発想もあったと思いますし、今でもあるのかもしれませんが、それは今の制度の中では多分できない、つまり代替できぬというふうに私は考えます。

山口 私は今日の報告で言いたかったのは、固定概念の枠を打ち払って一度考えてみたらどうですかということです。司法修習というのは独特の歴史的な由来や沿革があつて出来上がっているもので、今も残っているわけですねけれども、それもかつての旧制度のものと今の修習とは実は様変わりしている。要は、学生、これから法曹となるうどする人たちにいittいどれだけ何を教えておけばいいのか、何をトレーニングしておけばいいのかというのをまず実質的に考えて、それをどこで誰がやるかという問題だけだらうと思います。歴史的沿革は全く無視するわけにもいかないし、それから法制度上の、例えば記録閲覧の刑訴法との関係でどうとか、そういう問題がありますが、そういうった問題は追々解決していくとして、まずできることはやつていいという姿勢を法科大学院側が持つべきではないかというのが、今日私が言いたかったことです。その意味で、刑事は修習で、民事はロースクールの臨床教育でといふような分け方を考えているわけでは毛頭ありません。ですから、元々の固定概念を取り払って、できることをどこでやっていくのか。今一番問題なのは、野球でもバレー

ボールでもそころに兩
ボールが落ちて
験の大量不合格
ています。そうい
うで取らなければ
いけばどちらか耳
ちらが手を出し方
いう面と、両方6
ん。それでも今や
い教育を施して、
かなければいけ
者もっと責任者
ければいけない。
須綱 そうする。
いうことになるのが
ができるところに
によって、自ずから
る中で自ら繰り返す
ですね。

ですから、主に法科大学院の側のしようけれども、それは積極的に行っていくから自生的な秩序が成立しができるてくるというこ

てくみんなで工夫
というだけのこと
が難しいかといふ
いので、そこはお
口セスに穴を空け
いま現在我々がやろ
いかと思います。
須綱 確かにそう
ど先生のおっしゃ
は、旧来の大学ヒ
いものですから、
るヒ楚なんですよ
じょうな感じでや
ういうところにも
理由があると思い
クリニック教育
かなか悩ましいテ
理は難しいです。
が包摵されるとい

まくみんなで工夫
というだけのこと
が難しいかといふと
難しい難しいと言
いので、そこはお
口セスに穴を空け
今現在我々がやろ
ど先生のおっしゃ
は、旧来の大学と
いものですから、
ると共な感じでや
ういうところにも
じょうな感じでや
ういうところにも
理由があると思い
クリニック教育
かなか悩ましいテ
理は難しいです。
が包摂されるとい
い。うまく接合す
なければいけない
両方というのは、
ニック教育をすべ
りやっていくとい
いと、なかなか制
クしないのだろう
らしいのがでしよう
たいこの司法修習
のようにしたら良
くて、質問なりコメ
้ายれば、是非お
参考書常に見る自
本來教育等に携わ
参加者 出版社で
ですが、1点だけお

して動かしてくださいね。であるので、いかにこれのことだと思います。たたかっているだけではないけれど、互いにカバーし合ってつなないだうようにというのが、やはり支持が多い一つの意見です。

と司法修習との関係はなまつた分離派という考え方がある意味では大学からずれ、すごく。今までと同じでいいので。やはり支持が多い一つの意見です。

一マ、両者の関係の整いやはり一方が他方に全部いう内容にはなっていないためには両方が変わらぬのではないかと思うか。法科大学院側ではクリニックの法科大学院がきちんとどのように変わつていかなつか。ご意見を含めて、いふとクリニックの関係をどういのかという問題についての意見を含めて、いふとクリニックの関係をどういのかといふのがいらっしゃいます。会場の方かと思います。会場の方かと思ったのか。ご意見を含めて、いふとクリニックの関係をどういのかといふのがいらっしゃいます。

先生方にはまずお伺いしたいことは、司法修習と法科大学院の教育プロセスを経た到達点はどのようにお考えになっておられるのかということをぜひお伺いしたいと思います。理由は、いろいろな先生がおっしゃっていましたように、クリニック教育の目的が多少変遷てきていて、私は「ロースクール研究」の12号まで、各紙2枚ずつ各法科大学院の先生方にインタビューさせていた中で、クリニックの目的は何ですかと伺うと、山口先生がおっしゃったように、当初はモチベーションだとほとんどどの先生方がおっしゃっていました。やがてその目的が少し変化しまして、浦川先生がおっしゃっているように、実務の中で理論がどういうふうに生きているかを知る場なのだと思っていました。そうであれば、ある程度の長い期間でエクスターんシップ等をやらなければいけないのだろうな、と思います。このことを今問題となっていける新人弁護士の就職状況のとを結び付けて考える必要があるように思います。ある先生がおっしゃっていたのですが、今非常に弁護士の就職状況が困難な状況にあるといわれますが、それは違う、みんな弁護士はまれるんだ、事務所に就職できないだけなんだというふうにおっしゃったわけですね。そのご意見を聞いて私はなるほどと思つたのですが、法曹人口の拡大が関わるたというのは、いろいろな人たちの法律サービスへのアクセスの場がなかったから、ということです。アクセスを拡大するためには法律事務所がたくさんあつたほうがいいでしようから、そんなに就職が困難だつたら、即独立をしていだいて多くの法律事務所ができたほうが、アクセスの拡大は

資する」と単純に考えます。そうであれば、司法修習が終わった時点ですぐ弁護士になることもありうるわけで、法科大学院のクリニック教育と司法修習を通して、即独立ができるぐらいの知識と技能を身に付けておいていただくことが一番理想的ではなかろうかと考える次第です。それが現実的にできるかどうかはともかくとして、法科大学院教育のクリニックと司法修習の両方を通して、その到達点は、司法修習が終わって、さああなた方は法曹になるんですよと言われたときに、さらに法律事務所に勤めてOJTでしばらく学ぶ必要があるのか、それとも即独立して、君は明日から弁護士になれるんだよというレベルなのか、どのレベルを目指した教育がなされるべきなのか、その点のご認識を三者の先生にお伺いしたいと思います。また、三澤先生には、米国教育におけるクリニックの目的というのは、そういうことまで考へていいのかどうかといふことをご教示いただけたらと思います。よろしくお願ひいたします。

す。これはロースクールでどこまで教えられるか、かなり疑問があります。その意味ではそういう起業支援のような手段も今後必要になるのかどうかというところからしてしませんが、ちょっとそれは教育プロセスとしては手に余る問題です。地方の小さな弁護士会ではそもそもイソ弁という制度がなくて、元々弁護士会のいろいろな先輩の先生の門を叩いて、教えを請うて徐々に成長していく。ただ弁護士人口が少なくてちょっと縮張つていればそのうちお客様が付いてくるというような樂観的な状況ならないのですけれど、これからは状況はおそらくそうではないので、さあどうするかちょっと答えはここで出せるような簡単なものではない。ただ言えることは、法科大学院の領域としては、新たな事件、全く知らない新しい事件が来たときに、それに応じて処理方針を立て、着手でき、調べて進めていくけるという程度の能力が修了時点の能力であるべきと思っています。

思っております。ただ、リーガル・クリニクと司法研修所が、独立のための教育をするために一つのセットになって、それを的とすべきかどうかは、簡単には言えな問題だらうと思います。

三澤 独立することと、独立するのにふわしい平均的な能力を持つていてることとに明らかに一致をしているとは必ずしも言ません。私は48期修習ですけど、48期研修所の2回試験に落ちた者はいませんでしたが、皆がすぐに独立をして、ちゃんと平均的な活動ができるかというと、冷静見れば、それはやはり足りないのだと思います。2年間の修習でしたが残念ながら不足だったと思います。それからそれをリニックというシステムの中で、クリニク+1年の司法修習という今の現行の枠の中でもそれもできるかと言われれば、はやっぱりなかなか難しいところがある、というのが正直なところです。だからOJTで議論がどうしても出てしまうといったのはしかたないかなと思います。

参加者 ちょっと1点確認なのですけど、いわる教育の理念型としては、司法研修所をたどりには、一応1人でちゃんとできる書を育てることが目標になっていることが、これは当然前提としてあるのでしょうか。

三澤 それはそのとおりです。おっしゃりとおりです。だからそこを目指してやるべきだということ 자체、私は否定しません。むしろそうあるべきなのだと思います。ただ、それが過去にどれぐらいできただかということについては、私の中では自信がないことですね。

